

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年9月 21 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

國民年金關係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2300183 号

厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 2300017 号

第1 結論

昭和 52 年＊月から昭和 56 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年＊月から昭和 56 年 3 月まで

請求期間当時、私は大学生で、20 歳になった昭和 52 年＊月に、私の母が A 市役所の出張所で国民年金の任意加入手続をしてくれた。請求期間の国民年金保険料も母が定期的に納付してくれていたが、未納の記録になっているので、納付済の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母が、昭和 52 年＊月に A 市役所の出張所で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料も定期的に納付していた旨陳述している。

しかしながら、請求期間当時、住民登録をしていた市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）が新規に付番される払出事務が行われ、任意加入被保険者については、任意加入の申出をした日に被保険者資格を取得するものとされていたが、A 市に係る国民年金手帳記号番号払出簿により、請求期間に同市で国民年金番号が払い出された被保険者の氏名を全て確認したもの、請求者の氏名は見当たらない。

また、請求者の国民年金番号は、当該番号に係る資格取得処理日及び当該番号前後の被保険者に係る資格取得処理日から、A 市において昭和 62 年 9 月に払い出されたものと推認でき、この頃に初めて国民年金の加入手続が行われ、請求者は 20 歳になった昭和 52 年＊月まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したと考えられることから、当該加入手続が行われる前は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料に係る納付書は発行されないため保険料を納付することはできない上、請求者の国民年金番号が払い出されたと推認される昭和 62 年 9 月の時点では、請求期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、請求者の氏名及びこれと類似する複数の氏名による検索を行ったものの、請求者に別の国

民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、自身の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の母は高齢のため請求期間当時の状況を聴取することは困難である旨陳述していることから、当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付について確認することができない。

また、A市は、保存期限経過のため、請求期間当時の国民年金の加入及び保険料納付に係る資料はない旨回答している上、請求者が氏名を挙げた税理士は、請求期間当時の確定申告書等の資料は見当たらない旨回答していることから、請求者の国民年金の加入及び保険料納付の状況について確認することができない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）はなく、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらぬ。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：関東信越（受）第2300184号

厚生局事案番号：関東信越（国）第2300019号

第1 結論

平成6年11月から平成8年10月までの請求期間及び平成9年12月から平成11年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和27年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 平成6年11月から平成8年10月まで
② 平成9年12月から平成11年11月まで

私は、兄が事業主であるA社に勤務し、平成6年10月までは厚生年金保険に加入していたが、会社が保険料の納付に苦慮していたため、同年11月から社員全員が国民年金に加入することになった。その後、平成8年11月から平成9年11月までは再度厚生年金保険に加入したが、同年12月から再び国民年金に加入することになった。

請求期間①及び②については、会社が国民年金の加入手続及び保険料納付を代行することとなり、給与から国民年金保険料（妻と二人分）が控除されていたが、保険料納付記録がない。一部期間の給与明細書を提出するので、請求期間①及び②を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者は、請求期間①について、勤務先のA社が国民年金の加入手続及び保険料納付を代行していた旨陳述しているところ、請求者から提出された給与支給明細書及び同社の事業主（請求者の兄）から提出された保険料控除額の一覧表により、請求者の平成6年12月分から平成8年10月分までの各給与から、当時の国民年金保険料（月額）の2倍に相当する金額が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、請求者の請求期間①に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い国民年金手帳記号番号が払い出されることが必要であるが、社会保険オンラインシステムにおいて請求者の氏名及び類似の氏名による検索を行ったものの、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された記録はないことから、請求者は、請求期間①においては国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、事業主から提出されたA社の総勘定元帳（平成6年11月から平成8年10月まで）及びオンライン記録により、同社は、各従業員の給与から控除した国民年金保険料を納付していたことが確認できるものの、当該総勘定元帳によると、控除した保険料の合計額と納付した保険料の合計額は一致しておらず、請求者の給与からの控除額に相当する分の差異が生じている上、平成7年7月7日、同年7月10日及び同年9月18日の摘要欄に、各従業員の保険料納付に係る住所地と思われる市町村名が記載されているが、その中に請求者の住所地であるB市は確認できない。

さらに、事業主は、請求期間当時に総務及び経理を担当していた者は既に亡くなつており詳細は不明であるが、当時の資料を見る限りでは、請求者の給与からも国民年金保険料を控除していたが、それが納付されていなかつたと思われる旨陳述している。

2 請求者は、請求期間②についても、A社が国民年金の加入手続及び保険料納付を代行していた旨陳述しているところ、前記の給与支給明細書及び保険料控除額の一覧表により、請求者の平成10年1月分から平成11年12月分までの各給与から、当時の国民年金保険料（月額）の2倍に相当する金額が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、請求期間②は基礎年金番号導入後であるため、当該番号により国民年金の被保険者記録を管理することとなるが、オンライン記録によると、請求者が初めて国民年金の被保険者資格を取得したのは平成11年12月17日である上、社会保険オンラインシステムにおいて請求者の氏名及び類似の氏名による検索を行つたものの、請求者に別の基礎年金番号が払い出された記録もないことから、請求者は、請求期間②においては国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、事業主は、請求期間②に係る総勘定元帳は見当たらないと陳述しており、請求者の給与から控除した国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

3 請求者及び事業主によると、請求期間①及び②においてA社で総務及び経理を担当していた者は既に亡くなつており、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び保険料納付について確認することができないほか、B市は、請求者の国民年金保険料の納付状況については、確認できる資料を保管しておらず不明である旨回答している。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者に係る請求期間①及び②の国民年金保険料が納付されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2300208 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 2300018 号

第 1 結論

平成 10 年 4 月から同年 11 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 51 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 4 月から同年 11 月まで

請求期間については、学生で前年度までと同様に、父が免除の手続をしてくれていたはずなので、請求期間を免除の記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、学生時代の国民年金保険料について、父親が免除の手続をしてくれていたと思うので、請求期間を免除の記録に訂正してほしい旨主張している。

しかしながら、請求者の父親が免除の手続を行ったとする A 市（請求期間当時は「B 町」）は、請求者の請求期間における免除の記録などの資料は残っていない旨回答しているほか、請求者の父親は、きちんと手続をしているはずだと主張しているものの、長い年月が経過していることから記憶が明確ではなく、証拠となる資料も見つかっていないとしていることから、請求期間当時に請求者の父親が免除の申請をしたのか、そして免除が認められたのかどうかを確認することができない。

また、オンライン記録により、C 事業団の被保険者資格を喪失した後の平成 13 年 1 月に、遡って請求期間直後の平成 10 年 12 月から平成 11 年 3 月までの国民年金保険料が納付されていることが確認されるところ、請求者から提出された平成 10 年 12 月から平成 11 年 3 月までの納付書・領収証書の納付目的欄には国民年金保険料「未納」（免除期間の国民年金保険料を納付する場合には、国民年金保険料「追納」と記載される。）と記載されていること及び一般的に学生の国民年金保険料の免除期間については、年度を単位とした認定となることから、請求期間及び平成 10 年 12 月から平成 11 年 3 月までの期間については、平成 13 年 1 月の時点で国民年金の未納期間であったことがうかがわれ、平成 10 年 4 月から平成 11 年 3 月までの期間について、平成 13 年 1 月の時点で時効により納付できない期間（平成 10 年 4 月から同年 11 月まで）を除き国民年金保険料を納付した記録となっていることから判断すると、平成 10 年 4 月

から平成11年3月までの期間について、免除の期間となつていなかつたと考えられる。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間に係る国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。